

お知らせ

資料提供先 鳥取県政記者会
鳥取市政記者クラブ

千代川の刈草を無料で提供します ～申込の受付を開始します～

国土交通省 鳥取河川国道事務所では、千代川の堤防・護岸・工作物などの河川施設の変状を把握するため堤防点検を行っています。点検の時に堤防の変状や異状を正確に把握することを目的として、堤防の除草を行っています。

堤防の除草で発生する刈草については、**資源の有効利用を図ること及び除草コストの縮減**のため、みなさんに**無料で提供する取り組み**を行っています。

刈草の引取りを希望される方は、別紙「刈草引取り申請書」をご覧になり、問い合わせ先までご連絡をお願いします。

なお、刈草の数量には限りがあるため、ご希望に沿えない場合がありますのでご了承下さい。

記

■**申込方法** 別紙の「刈草引取り申請書」に必要事項を記入のうえ、問い合わせ窓口に送付又は持参してください。

■**申込締切** 平成24年6月15日（金）

※申込みが多数の場合は、申込締切の前に受付を終了する場合があります。

■**提供期間** 平成24年5月14日（月）～10月31日（水）

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

TEL 0857-22-8435（代表）

FAX 0857-29-1819

【担当】 副 所 長 いぬやま ただし 犬山 正

【担当】 千代水出張所長 あさくらよしお 朝倉嘉雄

鳥取河川国道事務所ホームページアドレス

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

刈草引取り申請書

平成 年 月 日

国土交通省 鳥取河川国道事務所
千代水出張所長 殿

申請者氏名

千代川水系の維持管理等で発生した、刈草について当方で引取りたく申請します。

引取年月日；平成 年 月 日

数量；【 刈草（ ロール ） 程度 】 ※1ロールは径60cm×80cm程度

用途；家畜の飼料・敷ワラ・堆肥・その他（ ）

申請者連絡先；住所：

TEL：

【注意事項】

- ・ 積込み・運搬は申請者にて行ってください。
- ・ 刈草は申請者が利用し、転売、営利目的に使用しないでください。
- ・ 引取り後の刈草は申請者の責任により適切に管理してください。
- ・ 積込・運搬時ならびに、提供後の刈草使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことはできません。

【個人情報の保護】

上記申請で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、取扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

【申請及び問い合わせ先】

〒680-0904 鳥取市晩稲(おくて)40-2

国土交通省鳥取河川国道事務所千代水出張所

受付：平日 9:00～17:00

電話：0857-28-6229 FAX：0857-31-2517

千代川の刈草の無償提供の取り組みについて



直径60cm×長さ80cm位の大きさです。

刈草のロールはこのような機械で作ります。



ロール作成状況

昨年度の刈草の無償提供の取り組みでは、農家の方など多くの方から申込みをいただき、堤防除草で発生した約6,500個の刈草のロールを全て提供することが出来ました。